

新宿区立子ども家庭支援センター・新宿区立子ども総合センター
ひろば型一時保育サービス事業実施要綱

平成23年4月 1日23新子総子第19号部長決定

平成25年9月30日25新子総子第1462号改正

平成26年3月10日25新子総子第2615号改正

(目的)

第1条 この要綱は、新宿区立子育て支援施設の設置及び管理に関する条例（平成23年新宿区条例第46号）（以下「条例」という。）第31条及び44条に掲げる事業（以下「ひろば型一時保育サービス」という。）の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(利用の登録)

第2条 新宿区立子育て支援施設の設置及び管理に関する条例施行規則（新宿区規則第37号）（以下「規則」という。）第21条第1項の規定によるひろば型一時保育サービス利用の登録申請は、月曜日から金曜日（休日を除く）午前9時から午後5時までに来所により登録申請する。

(利用の申請)

第3条 規則第21条第2項の規定によるひろば型一時保育サービス利用の申請は、利用したい日の1週間前から前日（月曜日から金曜日、休日を除く）午前9時から午後5時までに、電話または来所により申請する。

(補則)

第4条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、新宿区立子ども総合センター所長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年 4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年 4月1日から施行する。